

会 議 録

会議の名称	第 1 回 男女共同参画審議会	
開催日時	令和5年8月18日（金） 午後7時00分～午後9時00分	
開催場所	本館2階 大会議室	
出席委員	■横山 美栄子 ■藤田 正雄 ■山下 永子 ■花野 天地子 ■宗岡 正枝 ■三牧 誠 ■松尾 光浩 ■山口 尚志 ■漆谷 慎一	
欠席委員	佐藤 聡	
所管課職員氏名	市民生活部理事	平田 健三
	男女共同参画推進室室長	吉村 隆之
	男女共同参画係長	荒井 賢一
	男女共同参画係	花田 智子
会議議題	○委嘱状交付 ○会長、副会長の互選 ① 令和4年度男女共同参画推進室の取り組みについて ・令和4年度重点項目の報告について ② 令和5年度の男女共同参画推進室の取り組みについて ・令和5年度重点項目について ・今年度の事業について ③第2次「男女共同参画プラン・ふくつ」推進事業実施状況について ④その他	
会議の公開・非公開	公開	
傍聴者数	3名	
資料の名称	【資料1】 令和4年度の重点項目 【資料2】 令和5年度男女共同参画推進事業（重点項目）（案） 【資料3】 令和5年度男女共同参画推進事業の予定について 【資料4】 令和4年度男女共同参画推進事業実施状況一覧 【資料5】 推進モデルについて ・福津市男女共同参画審議会プラン個別事業への意見（事務局案） ・男女共同参画審議会年間予定（令和5年度）	
会議録の作成方針	要点筆記によるまとめ	
	記載内容の確認方法	会議録署名人： 漆谷 慎一
審議内容		
1. 委嘱状交付 市民生活部理事あいさつ 各委員に委嘱状を交付 令和5年8月18日から令和7年3月31日まで 2. 事務局紹介 事務局より自己紹介 3. 委員の自己紹介 各委員からの自己紹介		

4. 会長、副会長の互選及び会長あいさつ

※事務局提案を承認いただき、会長に横山美栄子委員、副会長に藤田正雄委員を互選

【事務局】

本会議の成立宣言を行います。

福津市男女共同参画審議会規則第3条第1項の規定により委員の半数以上の出席で会が成立します。本日は委員の10名中9名の出席をいただいておりますので、本審議会は成立したことを報告いたします。福津市付属機関の会議の公開に関する要綱9条第2項の規定に準じ、会議録を作成するときは、会長が指定した者により会議の確認を得るものとする事となっておりますので、会長により指名をお願いします。

【会長】

会長挨拶

議事録署名人は漆谷委員をお願いします。

【事務局】

本会議は公開になっておりますので福津市付属機関の会議の公開に関する要綱の第5条の規定に準じ3名の傍聴希望がありました。傍聴人の入場よろしいでしょうか。

【事務局】

この後の進行につきましては、福津市男女共同参画審議会規則第2条第2項の規定により、横山会長をお願いします。

【会長】

では、第1回の男女共同参画審議会を開催いたします。

審議事項に入ります前に事務局の方から男女共同参画社会について「第2次男女共同参画プラン・ふくつ」について説明があります。資料の方をご覧ください

【事務局】

パワーポイントで説明

【藤田委員】

計画のフローチャートの部分で確認ですが、我々が直接市長と意見交換する場はないという事でよかったですでしょうか。今後、そのような機会があれば設けていただきたいです。

【漆谷委員】

一番大事なことだと思います。市長と直接やり取りすると図示されているので是非、実現してください。

【会長】

審議事項についてです。

【山口委員】

4年度の報告についての質問です。DVの部分は警察の管轄するところだと思いますが、成果報告として市は、DV相談を行うことで何か数値的な減少につながったとかいうものがないのでしょうか。警察と連携してDVの事案が多かった少なかったなど数値が表れるような事をやった方がいいと思います。

【会長】

DVについての数値が欲しいという事ですか？

【山口委員】

やはり男女共同参画に関連していますから。

【山下委員】

なかなか難しいと思います。DVの件数がコロナもあって物凄く多く、どれをもって成果ということは国の方でも把握できていない部分があります。こういったものを成果として捉えていくのかということも意見交換をし、福津市がどれを取り入れていくかという事は確かに先進的な事例になると思います。難しい問題になると思いますので、どこかで話し合う機会を設けられたらと思います。

【三牧委員】

成果というところでお話されましたが、各課の目標として年度で立ててられているのですか。

【事務局】

各課で目標を立ててもらって、それに対して成果や反省、課題を出しそれに対して審議会から意見をもらっています。また、審議会の意見を受けて新年度に各課が目標を立てています。

【三牧委員】

審議会の意見が反映されているという事ですね。

【事務局】

反映されています。

【会長】

全ての事業についての目標に、数値目標が掲げられている訳ではありません。

審議事項の令和5年度の男女共同参画推進室の取り組みについて審議に入っていきます。資料2の「令和5年度男女共同参画推進事業の重点項目」について事務局の方から説明お願いします。

【事務局】

資料2の令和5年度重点項目について事務局説明。

【会長】

今、説明がありました重点項目についてご質問ご意見がありましたらお願いします。

【宗岡委員】

郷づくりからです。①番の地域への意識啓発の充実と②の地域推進委員を中心に男女共同参画の理解促進のための活動とありますが地域推進委員にこういった形で活動を進めていくかを事務局から後押しをしていただきたい、また8地域でどのような取り組みをしているかを知りたいと思います

【会長】

昨年の地域ことの活動で行った内容の資料がありましたら後でお願いします。

【事務局】

9月に地域推進委員会を開催して男女共同参画についての説明をします。今後行われる講座の紹介をその都度お知らせして参加依頼を行う予定です。

【会長】

では今年度の重点項目について皆さん承認していただけますか？

【山口委員】

男女共同参画にLGBTは関係がないのでしょうか？全く書いていないので。馴染むのか馴染まないのか。

【事務局】

うちの市ではLGBTの問題は人権政策課が担当しております。

【山口委員】

ここではそのことに触れないという事ですか、そこを確認したかっただけです。

【会長】

意識啓発の中にはそういう事も入ると思います。①の部分は該当していると思いますので全く無関係ではございません。

では重点項目についてご承認いただけるということでよろしいでしょうか。審議の方はこれで終了いたします。

令和5年度の推進事業について事務局のほうから説明していただきます。

【事務局】

資料3の令和5年度の男女共同参画推進事業の予定について事務局説明。

【会長】

推進事業についてご意見ご質問あれば皆さんお願いします。

【漆谷委員】

郷づくりの宗岡委員の話で思い付きましたが、いきいき健康課で「実践すれば何かもらえます」というのがあったと思います。例えば、スタンプカードのようなものを作って家事などをやればごほうびシールがもらえますというやり方があるのではないのでしょうか。講座を行った後に実践に繋がるような内容にした方がいいのではないですか。

【会長】

これは地域推進委員の講座ですか？地域推進委員を育てる講座ですか？

【宗岡委員】

現在、推進委員会は年に1回ですよね。参加者が1回では理解出来なかったと言われていました。とてもいい取り組みだとは思いますが、広げるためにはどうすればいいのかなと常に感じます。全てが参加した人で終わっているのが漆谷委員が言われたように子どもみたいにポイント制にするとか。

【会長】

カードを作ってみるとかですか。

【漆谷委員】

難しいことはいいので、とにかく家事をするかしないかです。食材を買ってくる、洗濯機に衣類を入れるなどレベルを設定して、レベルアップを目指していくのはどうですか。だんだんレベルアップしていけば取り組みが続いていくのかなと思います。

【会長】

次の地域推進委員会で、今出たようなアイデアを少し考えていただくという事もあるかもしれないですね。直接的な実践に繋がっていくような活動という事ですね。

【漆谷委員】

食育の協議会で子どもの料理の級でメニューが決まっているのでそういうものを参考にされたいと思います。

【山下委員】

講座の中の「正しい妊娠出産講座」のタイトルに「正しい」はいらないのではないのでしょうか。正しくない妊娠出産はないです。「正しい」はいらないです。

【会長】

この件について、これからご計画ということでしたら検討してください。

【事務局】

今月末に打ち合わせしますのでその時に確認します。

【会長】

講座担当されるのは助産師さんですか？何かいい言葉がありましたらお願いします。

【山下委員】

普通に妊娠出産講座でいいのではないのでしょうか。それとも「知っておきたい」「役に立つ」とかいうのはどうでしょうか。

実際昨年度、うちの学生さんにリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツについてこれまでどういった性に関する教育を受けたかを調査しました。半数がもう忘れていましたが、大学生の今になってしっかり妊娠出について学んでおきたかったという声が非常にありました。是非とも、そこはポジティブに、ニュートラルでもいいのですが。

また、大学生にアンケートを取っていますが、今の若い男性は生き辛さが増しているということがあります。男性は年代格差があり、若い男性は取り残されている状態にあります。

【会長】

妊娠出産講座のネーミングはそのような感じでお願いします。
それではこれについてはよろしいでしょうか。

【三牧委員】

ふくつ女性ホットラインと女性のための無料法律相談というところがあるのですがこれは女性のみには対象はならないのですか。

【事務局】

そうです。

【三牧委員】

先ほどの山下委員の話から、男性でも困っている方はいらっしゃるのかなと思ひまして。
今、男性の方が相談するところがないのかなと。

【事務局】

そこで今年度から性別関係なく相談できる「ふくつこころと生き方の相談」を始めました。

【三牧委員】

その3つは相談する内容が異なるというものなのですか？

【事務局】

相談内容に制限はありません。法律相談は法律的な事に特化していますが、「ホットライン」と「こころと生き方の相談」に制限はありません。様々な問題を受け付けています。

【三牧委員】

男性の方の問題は実は見えていなくて「女性」とついているものは分かりやすいですが、「男性」という所では「ふくつ生き方の相談」は男性は読み取りが難しいと私は思います。もしかすると悩んでいる方は女性より少ないかもしれませんが「男性」にむけての発信のような形で、アピールする何かもう一つ付け加えるとか「ふくつこころと生き方の相談」でそのような方々を拾えるような枠組みにさせていただけるという事は難しいですか？今その問題もあるのだと私もアップデートしたのですけども。女性の方が困っているというのが、この活動の基本前提と思ったのですが、そうではないという事ですよね。広げるには何か進め方ということは可能であればご検討いただけないかと思います。今年度何かをするという事ではないのですけれど「ふくつこころと生き方の相談」のところにそのような方も対象に含めるという添え書きをしていただくとかお願いします。

【会長】

今もそのような形になっているのかなと思うのですが。性別に関わらずと。

【三牧委員】

そうですね。その性別に関わらずになるとは言いつつ「女性が」と見えてしまうところがあると思います。そこをアピールするために、掘り出すために敢えて「男性」を出すとか、そういう取り組みとか面白いのかなと思ったのです。

【山下委員】

実は男子学生の先ほど言ったアンケートですけれど昨年はアンケート結果を発表する時に弁護士さんにコメンテーターとして来ていただいて、法律の事に触れていただきました。男子学生の質問の中に、痴漢の冤罪にかけられたらどうしたらいいですか、法律改正で現在、大学生だったら何歳位下の子とそういう風な関係になったら犯罪になるのか等、若い男子学生たちにも需要があると思っています。お尋ねしですが、男性は男性の相談員さんがお答えになったほうがいいですか？女性は女性の相談員さんのほうがいいと感じます。

【藤田委員】

内容によります。相談したい内容によっては男性の方がいい、女性のほうがいい、どちらでもいいという所があるのかなと思います。

【三牧委員】

先ほどの法律的な問題は男女の違いはないのかなと思いますけれど。

【山下委員】

男性の相談員が入りますというような、そういう何か新しい形での体制なども、この機を捉えて考えて検討してください。「女性ホットライン」というところで少し違和感を感じていました。先ほどLGBTの話がありました。相談し辛いというところをどう拾っていくかという事を考えていました。

【会長】

女性のためのホットラインが出来た経緯ですが、男性は所属する集団がある訳です、会社や家庭以外に。それで色々な形で相談先が〇〇相談と書いてなくてもあります。多くの女性は家庭以外に相談出来るところが非常に少なかった、昔の話ですけれど。こういうことが始まるようになった当初、女性が直接相談出来る、自分の色々なプライベートなことも含めて心理的なことも、安心して相談出来るところを作るという所が「女性ホットライン」のスタートだったと思います。けれど今は男性、特に若い男性がどこか組織に所属しているかということ、なかなかそうではなく、悩みはさらに色々広がっています。確かに「女性のためのホットライン」というのが見直されていけないといけないと思います。当時はそれなりの必要性はあったと思います。特にDVとかに関しては思います。

【三牧委員】

何年位前になりますか。

【会長】

これがスタートしたのが、大体90年代から2000年代。DV防止法が出来た前位からです。そこは女性が唯一「助けて」と言えるところという意味だったわけです。女性に関わらず命の電話や性別に関わらず相談出来るところはそれなりにあるので。

【三牧委員】

歴史的な経緯というのは3、40年前というところはあるのかなと思いますが社会の情勢は変わっていて女性の就業率もあがっていますし、LGBTQが言われ始めたのもここ数年、令和に入ってくらいではないでしょうか。30年前、概念すらあったか分からないですけどもアップデートされたなかで、やっぱりジェンダーというところで悩んでいる方をどう掘り起こすかというのがひとつのカギかもしれないですね。ありがとうございます。

【漆谷委員】

ホットラインですけれども、男性女性の方いらっしゃって、話題によって代わってもらうとかフレキブルな相談員の方いらっしゃったらいいなと思いました。

【会長】

電話相談の大半の相談員は女性です。男性はいません。男性のための相談は「アミカス」が週に1回、「男性のための相談」を設けています。そういう意味で男性が男性の為の時間を設けますというやり方はあると思いますが、そのための相談員を確保することが難しいと思います。内部的なことを言って申し訳ないのですがそういう現実はあるかと思っています。

【山下委員】

他の自治体さんは、やられたりしているのですか？

【会長】

広島にいた時に全部女性だったところを一部は男性向けにしようと思いました。でも男性の相談者に女性相談員というと、安全を守れるかというところもあるし難しいところもあるので、男性のところには男性の相談員を充てるという仕組みにしていました。そういう風にして取り組んでいるところはあるかなと思います。あともう一つは電話相談について言うとLGBTQについてもそうなのですが、包括的な相談を内閣府が行っているものが色々あるので、国がやっているもののほうが充実しています。そういったところの利用もあります。宣伝して行って、こういう窓口が男性の方にはありますよということはいいと思います。

では今年度の事業の予定についてはご意見ご質問よろしいでしょうか。

次に第2次男女共同参画推進プランふくつについての実施状況についてお願いいたします。

【事務局】

第2次「男女共同参画プラン・ふくつ」推進事業実施状況について事務局説明

【会長】

この一覧を見ていただくと、どこの課でこういった取り組みが行われているかが分かると思いますので、ご担当の所だけでなく全体を見ていただいてご意見をいただければと思います。

一人当たり10項目位を分担しています。

参考までに昨年度のコメントも後日改めて配布されるということです。

【漆谷委員】

昨年度のものがあるとそれに引きずられたり悩まされたりするので無い方がいいと思います。参考にはなるかもしれないけど、率直な自分の意見の方がいいかなと思います。

【会長】

これは各委員からの意見を審議会として出すのでお一人の意見だけで出すわけではありません。自由に書いていただければよろしいかと思います。

【三牧委員】

私は、前年度のものがあればいいと思います。参考にするかどうかは個人で判断すればいいかと思ひます。

【山口委員】

担当する数に差があるのですが、どういう風に決められたのかと。

【会長】

同じ番号でも枠が沢山あるので平均すると一人あたりは同じ数になってきます。委員のみなさんご負担かと思ひますが締め切りはいつですか。

【事務局】

9月22日金曜日までに提出してください。
メールで送ります。手書き、郵送がいい方は後程お知らせください。

【事務局】

令和5年審議会の予定を説明

【事務局】

第2回の審議会の日程を決めたいと思ひます。

【事務局】

日程についてはメールで確認します。

【山下委員】

ちなみにオンラインのハイブリットは行っていただける？

【会長】

オンラインの件は今後検討してください。やっぱり顔を合わせて会議をしたいですね。日程調整は改めてさせていただきます。では推進モデルについて事務局から説明お願いします。

【事務局】

推進モデルについて事務局から説明

【会長】

このことにつきましてご意見ご質問ありましたら皆様お願いいたします。

【漆谷委員】

男女で男が先ですかね？たまに女が先にきてもいいのかなと思ひます。

【山下委員】

基本理念の3番のところでは「女性も男性も」とここだけは女性が先になっています。表現でこういうやり方もあるかな？と思います。

【会長】

表現の部分で熟語になっているところは難しいでしょうが、女性も男性もというような書き方と
いうように変えたらいいのかな？と思います。

【事務局】

意識して変えられるところは変えていこうと思います。

【漆谷委員】

統計なども99%男が先です。そういうところで少しずつ意識を変えていけたらいいと
思います。

【会長】

それでは第1回の審議会はこれで終了させていただきたいと思います。
今後ともよろしく願いいたします。

(閉会)